

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	広島県 三次市

三次市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三次市 産業振興部 農政課 農林振興係
所在地 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
電話番号 0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 6 3
F A X 番 号 0 8 2 4 - 6 4 - 0 1 7 2
メールアドレス nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ヌートリア、アライグマ、カワウ、カラス、その他鳥獣類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	三次市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻	27,987千円	30.01ha
	豆類	24千円	0.2ha
	果樹	1,831千円	0.12ha
ニホンジカ	水稻	4,120千円	4.41ha
	麦類	60千円	0.57ha
	豆類	47千円	0.38ha
	果樹	2,184千円	0.15ha
サル	果樹、野菜	—※1	—※1
アライグマ	果樹、野菜	—※1	—※1
ヌートリア	水稻	20千円	0.02ha
カラス	果樹	7,893千円	0.54ha
カワウ	アユ、ハヤ、その他魚類	—※2	—※2
その他鳥獣類	果樹	517千円	0.03ha
合計		44,683千円	36.43ha

※1 サル・アライグマについては、被害報告はあるが、算定には至っていない。

※2 カワウについては、広島県農林水産局水産課の算定値では、広島県北部地域の令和3年度被害金額が19,000千円（アユ被害）とされている。（市町別の被害金額は算定されていない。）

(2) 被害の傾向

三次市における鳥獣被害額は高止まり傾向にあり、令和3年度の被害額は44,683千円であり、地域の農林水産業に与える影響は深刻になっている。特に、イノシシ、ニホンジカについては、生息数が増加するとともに生息域が拡大し、農地だけでなく生活環境への影響も発生している。 イノシシ：市内全域において出没。（出没時期：年中） ニホンジカ：市内全域において出没。（出没時期：年中） サル：市内全域において出没。（出没時期：年中） アライグマ：市内全域において出没。（出没時期：年中） ヌートリア：市内全域において出没。（出没時期：年中） カラス：市内全域において出没。（出没時期：年中） カワウ：市中部に大規模コロニーが存在し、市内河川全域に出没。（出没時期：年中）

その他鳥獣類：市内全域において出没。（出没時期：年中）

（３）被害の軽減目標（被害金額及び被害面積）

指標	現状値（令和３年度）		目標値（令和７年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（h a）	被害金額（千円）	被害面積（h a）
イノシシ	29,842	30.33	21,784	13.34
ニホンジカ	6,411	5.51	5,128	1.87
サル	—※1	—※1	—	—
アライグマ	—※1	—※1	—	—
ヌートリア	20	0.02	10	0.01
カラス	7,893	0.54	6,314	0.43
カワウ	—※2	—※2	—	—
その他鳥獣類	517	0.03	413	0.02
計	44,683	36.43	33,649	15.67

※1 サル・アライグマについては、被害報告はあるが、算定には至っていない。

※2 カワウについては、広島県農林水産局水産課の算定値では、広島県北部地域の令和３年度被害金額が19,000千円（アユ被害）とされている。（市町別の被害金額は算定されていない。）

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	三次市有害鳥獣駆除班（以下、駆除班という。）による捕獲を推進しており、駆除班に対して、年間活動補助金、捕獲補助金、出動手当、わな管理手当、駆除活動中の猟犬の事故による治療費補助を交付している。また、ICT捕獲機材を活用したモデル集落を設置し、専門家と連携して指導にあたり、集落が主体の捕獲にも取り組んでいる。 特定外来生物であるヌートリア・アライグマについては、防除実施計画に基づく防除従事者を養成し、農作物及び生態系への被害防止に取り組んでいる。	近年、本市管内においては狩猟免許の取得者が増加傾向にあるが、高齢者の割合が大きく、より多くの駆除班員や狩猟者の担い手を確保するため、引き続き狩猟免許の取得支援等を実施することが必要である。 有害鳥獣の生息数、生息範囲が増加、拡大しているなかで、農家等からの駆除要望に迅速に対応できない場合もあるため、集落主体の捕獲活動を推進していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	個人又は集落単位で実施する被害防護柵設置を推進するため、防護柵の資材費に対する補助制度を設けている。	網目が大きいワイヤーメッシュ柵等、効果の薄い防護柵が設置されている事例が見受けられるため、研修会や出前講座を活用し、正しい知

		識を周知していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	県のスキルアップ研修を受講した職員による指導や、研修会や市広報等を通じて、個人及び集落での適正な侵入防止柵の管理等に係る普及・啓発を行っている。	高齢化等に伴い、鳥獣の潜み場となる耕作放棄地や放任果樹が増加し、市街地等の人里へ出没する事例が発生している。

(5) 今後の取組

令和7年度より、新たに（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、最新の知見を取り入れながら、効果的な被害対策の推進に取り組む。 (1) 集落での効果的な被害防止対策の普及・啓発 鳥獣被害の軽減に向けて、引き続き、集落ぐるみの効果的な被害防止対策を推進するため、集落での狩猟免許取得の推進、ICT捕獲機器を活用した集落での捕獲活動の支援、研修会や市広報等を通じて普及・啓発を実施する。 (2) 個人・集落による被害防止対策の実践 個人及び集落の侵入防止対策、緩衝帯の設置や放任果樹の伐採等の環境改善に対する補助事業を継続して実施する。 (3) 駆除班等による駆除 個人及び集落による被害防止対策を講じても被害が防止できない場合については、被害状況の確認及び被害対策の現地指導等を行い、駆除班等による駆除を実施する。 狩猟者の育成については、狩猟免許取得等の支援や県猟友会等が開催する研修会等を広く周知する。 特定外来生物であるヌートリア・アライグマについては、防除実施計画に基づき、引き続き、防除従事者の養成に取り組み、防除体制の強化を図る。 カワウについては、県・関係市町・江の川漁業協同組合・駆除班・猟友会等の連携を強化し、広島県の第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画に基づき対策を推進する。また、カワウのコロニー・ねぐら等に対して、生息数管理対策を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ	：三次市有害鳥獣駆除班，捕獲許可者で駆除を実施する。
ニホンジカ	：〃
サル	：〃
アライグマ	：三次市有害鳥獣駆除班，防除実施計画に基づく防除従事者で駆除を実施する。
ヌートリア	：〃
カラス	：三次市有害鳥獣駆除班，捕獲許可者で駆除を実施する。
カワウ	：広島県，江の川漁業協同組合，三次市有害鳥獣駆除班等で連携した体制により駆除を実施する。
その他鳥獣類	：三次市有害鳥獣駆除班，捕獲許可者で駆除を実施する。
※大型獣の有害捕獲を行う場合には，半矢等を防ぐ観点からライフル銃を所持させる	

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル アライグマ ヌートリア カラス カワウ その他鳥獣類	・集落における駆除従事者を確保するため、ICT捕獲機材を活用する。 ・狩猟者の担い手を育成するため、狩猟免許取得の支援や県猟友会等が開催する研修会等を広く周知する。 ・特定外来生物の防除従事者を育成するため、実施計画に基づく講習会を実施する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
広島県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲活動を推進し、着実な被害減少を目指す。捕獲計画数については、駆除班、捕獲許可者、防除実施計画に基づく防除従事者、江の川漁業協同組合の近年の実績等を踏まえて設定する。			
対象鳥獣	駆除頭数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ(頭)	1,471	1,728	1,040
ニホンジカ(頭)	507	729	644
サル(頭)	3	3	9
アライグマ(頭)	42	58	81
ヌートリア(頭)	24	24	23
カラス(羽)	34	18	22
カワウ(羽)	267	325	349

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ(頭)	1,950	2,000	2,050
ニホンジカ(頭)	900	950	1000
サル(頭)	30	30	30
アライグマ(頭)	150	150	150
ヌートリア(頭)	100	100	100
カラス(羽)	100	100	100
カワウ(羽)	500	500	500
捕獲等の取組内容			
イノシシ・ニホンジカ・サル・カラスについては、市内全域の里山や農地周辺に出没			

する加害個体を、駆除班による銃器及び罠での捕獲、捕獲許可者による罠での捕獲を実施する。

アライグマ・ヌートリアについては、農林水産物被害だけではなく生態系への被害も懸念されるため、市内全域において、駆除班による銃器及び罠での捕獲、特定外来生物の防除実施計画に基づく防除従事者による罠での捕獲を実施する。

カワウについては、広島県、江の川漁業協同組合、駆除班等と連携し、コロニー、ねぐら、飛来地（採食地）において、銃器による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の有害捕獲を行う場合には、半矢等を防ぐ観点からライフル銃の使用が必要である。また、ニホンジカの捕獲に際しては、遠射を必要とする場面があり、命中精度等考慮し、ライフル銃の使用が必要である。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ ニホンジカ サル アライグマ ヌートリア その他鳥獣類	[種類] 電気柵・金網・トタン [規模] 延長 150,000m [場所] 市内各地域	同左	同左

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ ニホンジカ サル アライグマ ヌートリア その他鳥獣類	県のスキルアップ研修を受講した職員による指導や、研修会や市広報等を通じて、個人及び集落での適正な侵入防護柵の管理等に係る普及・啓発を行う。	同左	県のスキルアップ研修を受講した職員や（一社）広島県鳥獣対策等地域支援機構による指導や、研修会や市広報等を通じて、個人及び集落での適正な侵入防護柵の管理等に係る普及・啓発を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

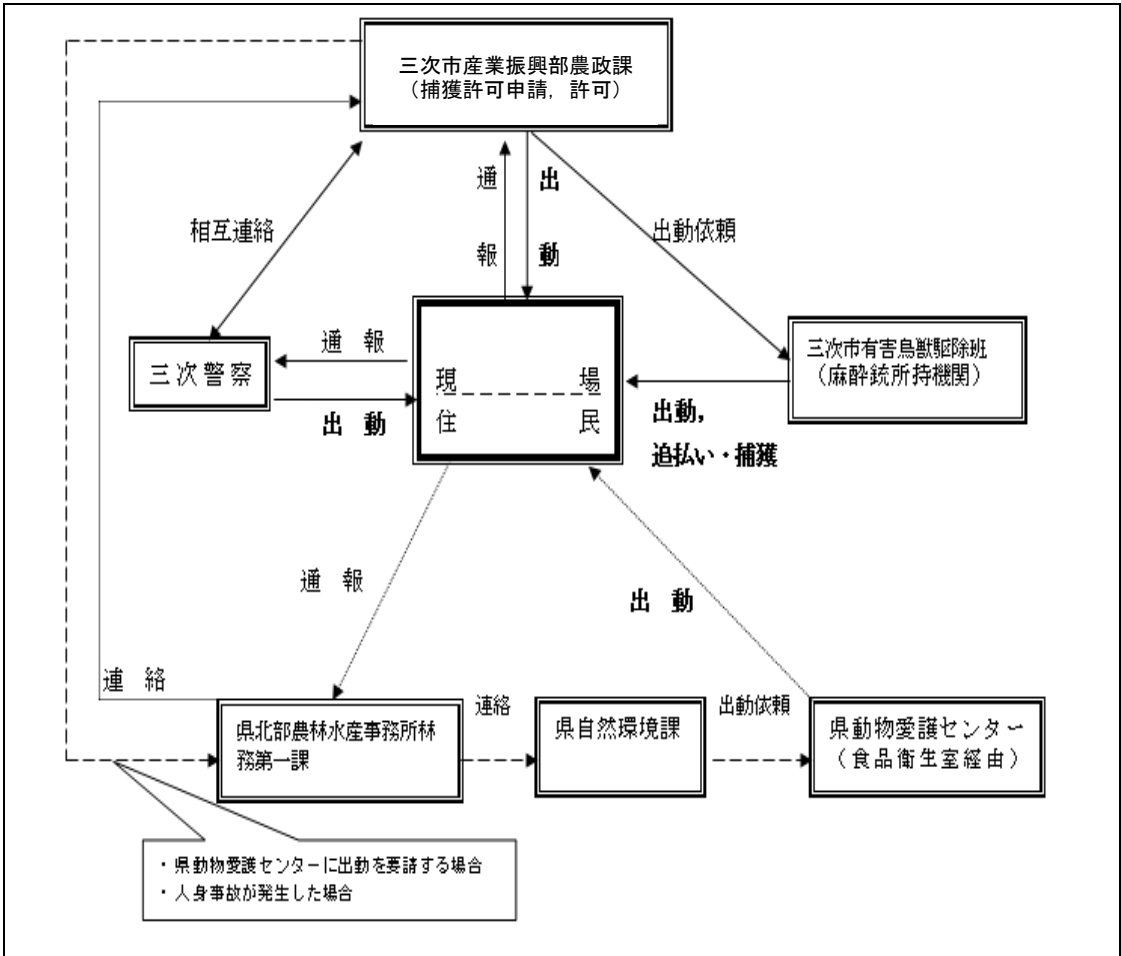
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル アライグマ ヌートリア その他鳥獣類	緩衝帯の設置，鳥獣の潜み場となる藪の刈払い，放任果樹の除去，作物残さや未収穫野菜の適正処分等，集落が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三次市（産業振興部農政課）	・住民の安全確保，関係機関との相互連絡。 ・追い払い又は有害鳥獣捕獲申請・許可のうえ，駆除班に銃器以外の方法により捕獲を要請する。
三次市有害鳥獣駆除班	・市との相互連絡。 ・有害鳥獣の捕獲及び追い払いの実施。
広島県北部農林水産事務所（林務第一課）	・市との相互連絡。 ・必要に応じて，県自然環境課を通して県動物愛護センターに出動を依頼する。
三次警察署	・住民の安全確保，市との相互連絡。 ・原則に拠りがたい場合で，不測の事態が生じて，警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

引き続き、生態系に影響しないような適正な方法による埋設または市環境クリーンセンターでの焼却を基本とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在は、自家消費あるいはジビエ食等肉利用が中心であるが、様々な利活用のニーズを把握し、有効活用に向けた調査及び研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設運営管理上の課題や処理肉の販売ルートの開拓方法等について情報収集を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

国のジビエ（野生鳥獣の肉）の衛生管理に関するガイドラインに沿った安全対策を踏まえ、市内の民間事業者、駆除班、猟友会等と連携し、捕獲等をした対象鳥獣の食肉、ペットフード、皮革等としての利用の推進に向けた取組が実施できるように努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	三次市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役 割
三次市	施策の立案，施策の実施指導，被害実態調査等
広島県猟友会三次地区	被害・防除対策への協力等
三次市農業委員会	耕作放棄地の適正管理及び地域の点検等
三次農業協同組合	情報提供と被害対策への協力等
庄原農業協同組合	情報提供と被害対策への協力等
広島県農業共済組合	情報提供と被害対策への協力等
三次地方森林組合	情報提供と被害対策への協力等
甲奴郡森林組合	情報提供と被害対策への協力等
江の川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力等
広島県鳥獣保護管理員	鳥獣被害に関する助言・指導等
三次市有害鳥獣駆除班	捕獲の実施（銃猟・わな猟）等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県庄原市・安芸高田市・東広島市・府中市・世羅町 島根県邑南町・美郷町・飯南町	鳥獣被害防止等に関する情報提供等
広島県北部農林水産事務所 (林務第一課自然保護係) (農村振興課産地推進係)	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供等
広島県北部農業技術指導所	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供等
広島県農林水産局水産課	カワウに関する被害防止技術の情報提供等
三次警察署	人身被害等の連絡体制の構築等
(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構	鳥獣被害防止等に関する情報提供及び被害防止対策の指導・協力等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市産業振興部農政課，各支所の有害鳥獣担当者を鳥獣被害対策実施隊員（令和4年度26名）として位置付け，農家等からの被害通報に対して，被害状況の確認や効果的な防護柵設置方法の指導等の初動対応を担うとともに，駆除による対応が必要と判断した場合には，駆除班との連絡調整を図り駆除を要請する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

三次市有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり、集落ぐるみの効果的な被害防止対策の普及啓発に取り組み、各種団体等と連携した被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年、野生動物の生息数の増加及び生息域の拡大により、農林水産物の被害だけではなく、生活環境等の被害も懸念されるため、関係機関及び関係部署との連携を強化し、被害の現状を十分に把握した上で、総合的な被害防止対策を推進する。